

近代都市独立住宅の祖型としての江戸時代大名家中の 武家住宅の実証的研究

羽深 久夫

—近世から近代への独立住宅の歴史的展開過程—

キーワード：1) 近世住宅, 2) 近代住宅, 3) 武家住宅, 4) 都市独立住宅, 5) 官舎, 6) 建家坪数, 7) 表向き, 8) 内向き, 9) 大名家中

1. 研究の目的

近世の武家住宅においては、これまで武家社会の上層階層である将軍・大名や旗本の武家住宅について主に研究される傾向にあった^{注1)}。しかし、この階層以外の武家住宅については、各藩ごとの史料報告等の個別研究を除けば、史料調査も遅れており総合的に考察される段階に至っていないのが現状である^{注2)}。史料の調査段階であるにも関わらず、大名家中の武家住宅に対しては、将軍・大名や旗本の武家住宅からの影響^{注3)}や、農家住宅との類似性が指摘されてきた^{注4)}。また、これら大名家中の武家住宅は、明治以後の近代都市独立住宅の祖型として指摘されてもきた^{注5)}。このように、いろいろな観点から広範に議論されてきた大名家中の武家住宅は、近世以降の日本住宅史において極めて重要な研究対象である。しかし、これまで大名家中の武家住宅を研究する上で、その史料の全体像は明らかにされていない。

大名家中の武家住宅の史料としては、将軍・大名の武家住宅についての指図、仕様帳を中心とした史料だけでなく^{注6)}、主な研究形式としては、目録^{注7)}、絵図^{注8)}、定法^{注9)}、等の形式に見られるように藩が所有する住宅という性格から管理運用という観点から作成されたものも多い。こうした史料は、これまで組織的に調査されることがあまりなく、総合的な収集活動も行われてこなかった^{注10)}。

また、大名家中の武家住宅は、住宅形式で分けると独立住宅と長屋の2種類あり、立地条件で分けると江戸藩邸内、国許の城下町、そして在郷町の3つに分けられる。従って、住宅形式と立地条件から大名家中の武家住宅は6つの種類に分類できる。本研究は、この内、既に報告された史料も多い国許の城下町に建てられた独立住宅を大名家中の武家住宅として最も一般的な住宅形式である^{注11)}。更に、大名家中の武家住宅は、これまでの上級の武家住宅の建築様式である書院造りの系統の中で論じられてきたが、独立住宅という共通の性質はありながら、敷地坪数、建家坪数、間取りには違いが認められる。

こうした視点から、本研究は、大名家中の国許の城下町における独立住宅の武家住宅（以後単に武家住宅と用

いる場合は、この意味で使用する）に着目して、筆者が収集報告した史料を中心に、既に調査及び報告されている史料を含めて、それら史料が有する形式や記載内容に検討を加え、次に敷地坪数、建家坪数、間取り、部屋の仕様を明らかにする。特に、表向き部分と内向き部分の区分から建家坪数における両部分の割合について検討を加え、接客の場としての表向き部分と家族生活の場としての内向き部分の関連性を述べる。更に、近代都市独立住宅の祖型であるとの指摘について、管理運用という面において江戸時代に各藩で管理されていた大名家中の武家住宅と性格が類似する、明治政府の官舎住宅に着目して、その史料の概要を述べ、建家坪数と建家坪数における表向き部分と内向き部分の割合を求める。最後に、この建家坪数における表向き部分と内向き部分の割合の比較を行い、江戸時代の大名家中の武家住宅から明治初期の官舎住宅、即ち近代都市独立住宅への歴史的展開過程における共通性を述べようとするものである。

2. 大名家中の武家住宅に関する史料の概要

2.1 史料の形式と記載内容

本研究においては、これまで報告された史料の内、成立の年代が明らかで、その記載内容に検討が加えられたものを中心として、表2-1にその史料名と成立年代を示す。表2-1に整理したように、こうした史料について、表題名、体裁、記載内容を検討すると、史料は城下絵図形式、目録形式、屋敷絵図形式、定法形式、法令形式、日記形式、台帳形式の7つに分類できる。今回の史料に限定して、各形式の史料が成立した年代順に並べると、城下絵図形式の史料が、元禄年中に見られ、ほかの形式の史料が、表に示されたように、順に成立していることが分かる^{注12)}。

以下に、各形式の史料ごとに記載内容について述べる。

(1) 城下絵図形式

城下絵図に武家屋敷の屋敷割を描き、各屋敷割ごとに敷地坪数とそこに建つ武家住宅の建家坪数を記した絵図である^{注13)}。こうした城下絵図は、藩の屋敷管理に当たる役方が、大名の移封に伴う家中の転居のために、城下

表2-1 大名家中の武家住宅に関する史料形式一覧表

形式	史料名	年代
1. 城下絵図形式	①高遠藩『鳥居氏時代高遠城図』 ②古河藩『古河御城内外総絵図』	元禄 2(1689)年・元禄4(1691)年 宝暦 13(1763)年
2. 目録形式	①赤穂藩『赤穂浪人明屋敷改帳』 ②古河藩『屋敷目録』 ③津山藩『拝領屋敷引渡帳』	元禄 14(1701)年 寛政 2(1790)年 文政 6(1823)年・天保13(1842)年 文化 4(1807)年・文政 3(1820)年 天保 6(1835)年・嘉永 2(1849)年
3. 屋敷絵図形式	①津輕藩『御家中屋敷建家図』 ②津山藩『屋敷請取渡給図』 ③南部藩『諸士屋敷地並建家図面書上』 ④高遠藩『御家中屋敷絵図』	宝暦 5(1755)年 享和 元(1801)年 文化 3(1806)年 天保年間(1830~1841)
4. 定法形式	①古河藩『屋敷定法』 ②尾張藩『鈴木家文書』 ③備前松山藩『御家中屋敷定法覽帳』	宝暦 13(1763)年~文化8(1811)年 享和 元(1801)年~文化2(1805)年 安政 5(1858)年
5. 法令形式	①南部藩『類焼之諸士諸医居宅普請坪数』 ②津輕藩『家作建坪御定』 ③尾張藩『屋敷家作間数量制等』 ④五島藩『御家中並末々江被仰度候法度書』 ⑤佐倉藩『天保御制』 ⑥相馬藩『給人以下諸法度』 ⑦松代藩『俵約令 家居之御定』	安永 7(1778)年 寛政 10(1798)年 寛政 12(1800)年 天保 2(1831)年 天保 4(1833)年 天保 11(1840)年 嘉永 5(1852)年
6. 日記形式	①飯田藩『家の記』	安永 7(1778)年~明治23(1890)年
7. 台帳形式	①飯田藩『福島家記録』	文化 2(1805)年以後

全体の武家屋敷の台帳を作成することを目的として、城下の武家屋敷の居住者の^{ろくだか}禄高や役職を踏まえて、居住者名と敷地坪数と建家坪数を一覧できるように作成したものと考えられる。

(2) 目録形式

武家住宅1軒ごとに1冊作成されたもので、1軒ごとに敷地規模、武家住宅の規模、間取り、細部の仕様と居住者名、受取の日付を列記した目録であるⁱⁱ¹⁴。これらの目録には、居住者の署名、役方の黒印、日付が記されているので、家中に武家住宅を引き渡す際に、藩の役方と家中の間で実際に取り交わされたものと考えられる。

(3) 屋敷絵図形式

この形式の史料の内、高遠藩『御家中屋敷絵図』には敷地に関する記載が見られないが、ほかには各武家住宅ごとに間取りを描き、部屋名と仕様を詳細に記しているⁱⁱ¹⁵。これらは、藩の役方が、武家住宅の管理運用のための台帳として、地域ごとに絵図をまとめながら編纂したものと考えられる。

(4) 定法形式

各藩は、藩政改革の中で維持管理しなければならない大名家中の武家住宅への出費負担を軽減するために、法的な規定を設けなければならなかったと思われる。この形式の史料は、家中の禄高や役職に応じた敷地規模、武家住宅の規模、間取り、仕様、建築費まで記した文書で、一部には間取りが描かれているⁱⁱ¹⁶。従って、藩の役方が武家住宅の新築や増改築のための標準仕様や規格を示すために編纂したものと考えられる。

(5) 法令形式

大名家中の城下の独立住宅に対する法令は、当初敷地規模を規制していた。その後、幕府が、寛永8(1631)年に大名屋敷に対する梁間規制の後、明暦3(1657)年

に大名以下のすべての武家住宅に対する梁間規制を發布するに及んで、各藩は、寛文8(1668)年以後に大名家中の武家住宅の梁間規制、梁間・桁行規制、建家坪数の規制を發布した。この形式の史料は、藩の役方が、家中の禄高や役職に応じて、武家屋敷について、敷地規模よりも武家住宅のそのものを重視した規制を行い、家中の武家住宅の建家坪数、間取り、仕様についての規制を編纂したものと考えられるⁱⁱ¹⁷。

(6) 日記形式

禄高や役職の変化に伴い転居した武家住宅の間取りが描かれ、冠婚葬祭の際の部屋の使われ方等を示した記載があるⁱⁱ¹⁸。この形式の史料は、禄高や役職による身分によって、大名家中の武家住宅が建築として規制されていたことを例証する史料になっている。

(7) 台帳形式

城下の武家住宅の敷地坪数、建家坪数、部屋名、建具と天井の仕様、更に居住者名と禄高が記されているⁱⁱ¹⁹。この形式の史料は、藩の役方が管理運用のために武家住宅の規模や仕様を順に記した台帳を作成していたものと考えられる。

2.2 大名家中の武家住宅と史料形式の関連について

7つに分類した形式の史料について、その成立年代を見ると、城下絵図形式、目録形式、屋敷絵図形式、定法形式、法令形式、日記形式、台帳形式の順に作成されている。

この史料形式の成立順から、各藩において、藩主である大名の家格や石高と、地域は異なるが、全般的な傾向として大名家中の武家住宅の規模、間取り、仕様、建築費が時代が降るに従い次第に規制され、法制化されていく過程を読み取ることができる。即ち、まず、はじめに、

藩の役方が城下の大名家中の武家住宅を管理するために必要であった屋敷絵図形式と城下絵図形式の史料を作成した。その次に、実際に藩の役方から大名家中に武家住宅を引き渡す時に取り交わされた目録形式の史料が作成された。こうした実際の武家住宅の管理運用に必要な文書が記録として整備された後に、各藩の具体的事例を編纂して、武家住宅を建てる場合の規模や仕様の基準を示す定法形式の史料が作成された。最後に、幕府から大名に出された火災の防備、質素儉約の励行、格式の厳守を目的とした禁令を踏まえ、禄高や役職に応じた大名家中の武家住宅の規模、仕様の規則を記した法令形式の史料が整備された。

以上のように、史料の表題名と体裁及びに記載内容より7つに分類した形式は、日記形式と台帳形式の史料を除いて^{註20)}、具体的事例が法制化される過程において、成立年代順とその作成目的と実際の管理運用の面、即ち家中の武家住宅と藩との関係から、以下の3つに大別できる。

- ①藩の役方の台帳であった屋敷絵図形式と城下絵図形式
- ②実際に藩の役方と家中の間で取り交わされた目録である目録形式
- ③藩の武家住宅の基準や規則を示した定法形式と法令形式

こうした大名家中の武家住宅は、現在の公務員住宅や社員住宅に相当するもので、藩の役方は、新築、補修、転居の際には藩の所有物である武家住宅の管理運用のために畳や建具あるいは建物そのものにおける公有と私有部分の把握を厳しく管理する必要があったと思われる^{註21)}。従って、大名家中の武家住宅の史料は、大名が幕府から布告されていたように、基本的には、火災の防備、質素儉約の励行、格式の厳守を踏まえながらも、公有と私有部分の峻別を重点にした、藩の所有物の実態を明らかにすることと、それに伴う管理運用の形式を整えることを目的としたものであったと見做すことができる。

3. 史料に見られる大名家中の武家住宅の実態

3.1 規模、間取り、仕様の特徴

大名家中の武家住宅の史料は、前節で述べたように7つの形式を認めることができる。この中で、目録形式、屋敷絵図形式、定法形式の3形式の史料は、規模、間取り、仕様について詳細な記載内容がある。目録形式の史料は、今日の土地や住宅の権利書に匹敵するものである。屋敷絵図形式の史料は、武家屋敷の配置図と間取りを描いたものであり、図中に武家住宅の具体的な内容について記載されたものである。また、定法形式の史料は、武家住宅の規範を明示したもので、今日の設計における標準仕様書に相当するもので、一部では間取りを用いているものもある。その具体的な内容を整理したものが、表

3-1である。この表に沿って、大名家中の武家住宅について以下に検討する。

(1) 目録形式

目録形式による史料としては、赤穂藩『赤穂浪人明屋敷改帳』、古河藩『屋敷目録』、津山藩『拝領屋敷引渡帳』がある。

赤穂藩『赤穂浪人明屋敷改帳』は、元禄14(1701)年に幕府に武家屋敷を引き渡すために、居住者に提出させた改帳を綴った台帳である^{註22)}。敷地の間口と奥行間数、武家住宅の内部においては、部屋名、部屋の仕様、付属屋について記されている。そのほかに、武家住宅全体の柱と畳数等の数量の総計が印されている場合がある。また、居住者名と日付が奥付けに明示されている。部屋名を検討すると、表向きとして玄関・座敷が、内向きとしては居間や茶の間が各武家住宅に認められた。

古河藩『屋敷目録』は、寛政2(1790)年に家中が普請方から武家住宅を引き渡された時の目録と^{註23)}、文化6(1823)年と19年後の天保13(1842)年に藩医が普請方に提出した目録である^{註24)}。内容としては、上記の赤穂藩『赤穂浪人明屋敷改帳』と同様に、敷地の間口と奥行間数、武家住宅の内部においては、部屋名、部屋の仕様、付属屋について明示されている。しかし、本屋のみ(主屋のこと)には、小屋と庇に当たる葺下部分の規模に関して、より詳細な記載が認められる。従って、武家住宅の増改築に関するより厳しい管理が行われていたことが伺える。この内容を整理すると、両者とも35坪前後の建家坪数であり、記載内容から、表向きとしては玄関と座敷、内向きとしては奥の間や茶の間から構成される武家住宅であることが分かる。一方、文化6年と天保13年の『屋敷目録』において、内向きの部屋の床仕上げ、建具と天井の仕様がより高級化した点、及び付属屋が増築された点が変更箇所となっている。従って、主屋の規模そのものの変更は認められず、生活部分に相当する部屋の拡充が計られたと考えられる。

また、津山藩『拝領屋敷引渡帳』は、文化4(1807)年、文政3(1820)年、天保6(1835)年、嘉永2(1849)年に作事方から家中に武家屋敷を引き渡した時の記録である^{註25)}。これら武家住宅は、本来津山藩『屋敷請取渡絵図』に現れた武家住宅とは対になるはずのものであり^{註26)}、原則的に作事所が保管する台帳である絵図と一致するはずである。内容としては、古河藩『屋敷目録』に類似したものである。即ち、敷地の間口と奥行間数、武家住宅の内部においては、部屋名、部屋の仕様、付属屋について明示し、更に主屋の規模と屋根葺材料が記されている。この内容を整理すると、建家坪数は20坪前後であり、表向きとしては玄関と座敷、内向きとしては居間から武家住宅は構成されている。

表3-1 大名家中の武家住宅の史料記載内容

形式	史料名	管轄役方名	記載内容		
			敷地に関する事項	住宅に関する事項	その他の事項
1. 目録形式	1-1 赤穂藩『赤穂浪人明屋敷改帳』 元禄14(1701)年 表紙外題 「屋敷改帳」と居住者名、日付 半紙袋仮綴	幕府目付(赤穂在番役受城使・龍野藩脇坂家)、及び屋敷改役(推定)	表口、裏桁の間数(記入なしもあり)	部屋名 畳、薄縁、簀子、筵の枚数 唐紙、襖、戸、障子の種類と本数 釘隠、床の間、袋戸棚、連廊の有無 天井の種類 縁の種類と大きさ 敷台、箱段、違懸、刀懸、井筒の有無 持仏堂、押入、炬、火鉢、竈、水道の有無 湯殿、雪隠、井戸、門、蔵、木部屋、長屋、馬屋の箇所数	柱、竹、敷居、鴨居、畳、簀子、縁、障子(窓・明・窓・襖)、板戸、板戸、門戸、床板、木舞、連子等の数量の合計 屋敷改の日付と居住者の署名
	1-2 古河藩『屋敷目録』 寛政2(1790)年 表紙外題 「屋敷目録」 半紙袋仮綴 文化6(1823)年 表紙外題 「屋敷目録 河口祐卿」 半紙袋仮綴 天保13(1842)年 表紙外題 「屋敷目録 河口祐卿」 半紙袋仮綴	御普請方	表通・裏行の間数	本家、棟立、小棟立、鍵家、簀下、孫舞下の梁行・桁行間数 部屋名 畳の種類と枚数 床、天井、壁の種類と数量 戸、障子、窓の種類と本数 板張、縁の種類と大きさ 床の間、押入、竈の箇所数 湯殿、雪隠、小用所、男部屋、井戸、門、下雪隠の箇所数	屋敷を引き渡された居住者名 立合人の姓名 日付 御普請方の黒印
	1-3 津山藩『拝領屋敷引渡帳』 文化4(1807)年、文政3(1820)年 天保6(1835)年、嘉永2(1849)年 表紙外題 「拝領屋敷引渡帳 御作事所」 居住者名、日付 半紙袋仮綴	御作事所	表口・裏口・奥行の間数	母屋、付属屋(建造)、下屋の梁行・桁行間数 屋根葺材料 部屋名 畳の種類と枚数 床、天井の種類と数量 戸、障子、窓の種類と本数 板張、縁の種類と大きさ 床の間、押入、竈の箇所数 トコ、押入、竈、箱段の箇所数 湯殿、雪隠、門と仕様	引渡の日付
	2-1 津軽藩『御家中屋敷建家図』 宝暦5(1755)年 表紙題簽 「御家中屋敷建家図」 町名、地域名 半紙袋仮綴	作事方、屋敷方(推定)	形状、4辺の方位 表口・裏口・奥行の間数 塙・垣根の種類と間数	主屋の間取り 部屋名、部屋の坪数 床の種類 襖、戸、障子、窓の種類と本数 縁の種類 床の間、棚の座敷飾りの有無 持仏堂、押込、流しの有無 門、雪隠、井戸の位置	半紙には居住者名が記され、町ごと地域ごとに8冊に編集されている 建家坪数とその内訳として板敷、土間、懸足(縁・庇)の坪数 建具の内訳として戸、障子、襖の種類と本数、畳の種類と枚数 貼紙で2階の間取り
2-2 津山藩『屋敷請取渡絵図』 享和元(1801)年 表紙外題 「享和元年辛酉年屋敷請取渡絵図 御作事所」 半紙袋仮綴	御作事所	形状 4辺の間数・方位 塙の種類と間数	主屋、湯殿、雪隠、門、長屋の間取り 部屋名、部屋の広さ 床(板、簀子)の種類、天井の種類 襖、戸、障子、窓の種類と本数 縁の種類 床の間、押入、竈の位置 井戸の位置	請取(揚屋敷・拝領)をしたときの日付と居住者の名称	
3. 定法形式	3-1 古河藩『屋敷定法』 宝暦13(1763)年~文化8(1811)年 表紙外題 「屋敷定法」 半紙袋仮綴	御普請方(推定)	基本的には記されていないが、表口、裏行の間数、4辺の間数を記したものもある (住宅) 部屋名 畳、筵の枚数 天井、壁の種類 建具、縁の種類 箱台、トコ、土間、竈、流しの有無 湯殿、雪隠、小用所の有無、井戸、門、木戸の仕様(構造) 本屋の梁行・桁行間数、棟高の寸法 柱の断面寸法 梁、桁、床板、通貫、大引、土台の末口寸法 棟木、根太、間柱の寸法 外回りの戸口数、敷居、鴨居の有無 明障子、建具の本数と種類 簀子床の種類、畳寄の寸法 茅葺屋根の垂木の種類、茅軒口の寸法 壁塗りの仕上げ 敷地の高低直し、礎石や地業の方法 小棟建の湯殿、雪隠の大きさ 床張、壁、縁の種類、建具の本数と種類 簀子床、土間、縁の大きさ 茅葺屋根の垂木の種類、茅軒口の寸法 壁塗りの仕上げ 通貫の本数と礎石の有無(建築費) 建築費の総計	8つの役職ごとに武家住宅を新築する際の各部の仕様、屋敷替時の諸手続き、出火や焼壊した際に武家住宅を新築する際の各部の仕様と手当金(建築費)の事例を編纂	
	3-2 備前松山藩『御家中屋敷定法覚帳』 安政5(1858)年 表紙外題 「御家中屋敷定法覚帳吉田姓」 半紙袋仮綴			「番番」から「五番」の5つの間取り 部屋名 床の種類、畳、筵の枚数 天井、壁の種類 建具、窓の種類と本数 縁の種類と本数 床の間 式台、戸口、雪隠の位置 (「野山在処」の住宅に関して) 「武番」、「三番」、「五番」の3つの武家住宅のみ 畳数、筵数、明障子数、雨戸数、板戸数	建家坪数、畳数、筵数、明障子数、窓障子数、戸数、路地戸数、門戸数、竈数、井戸箱と井戸車の有無 門、湯殿、下雪隠の建築費と建築費の総計 借写の署名と年付

以上のように、目録形式による大名家中の武家住宅を見ると、時代や地域が異なるにも関わらず、規模や基本となる部屋の構成において共通性が認められる。また、赤穂藩は外様の5万石であり、古河藩は譜代の8万石であり、津山藩は親藩の10万石であり、これらの地域では、大名としての家格や石高の相違が直接武家住宅の違いに反映されていない。これらの城下町を構成する主となる武家住宅は、20坪前後の建家坪数であり、表向きと内向きとも、共通する部屋によって構成されている。

(2) 屋敷絵図形式

屋敷絵図形式の史料としては、津軽藩『御家中屋敷建家図』と津山藩『屋敷請取渡絵図』がある。

津軽藩『御家中屋敷建家図』は宝暦5(1755)年に城下全体の屋敷改めを行った結果として作成した台帳と推定されるⁱⁱ²⁷⁾。即ち、藩財政に関わる大名家中の武家住宅の管理運営を統括する目的で作成されたものと思われる。武家住宅については、町ごと地域ごとにまとめられ、それぞれの居住者名が記されている。更に、図の余白に建家坪数、その内訳として板敷、土間、懸足の坪数が記載されている。このように、当時の武家住宅の実態を明らかにする上で、貴重な史料である。史料を整理すると、建家坪数として、100坪を超える武家住宅も認められるものの、20坪前後の武家住宅が全体の半数以上を占めている。更に、この主流となる20坪前後の武家住宅は、間取りにおいて、表向きとして玄関と広間と座敷の部屋からなり、内向きとしては居間が常居から部屋が構成されている。従って、このような構成が津軽藩における典型的な大名家中の武家住宅であったといえよう。

津山藩『屋敷請取渡絵図』は享和元(1801)年に作成された作事所の台帳であるⁱⁱ²⁸⁾。この絵図は前述したように、津山藩『拝領屋敷引渡帳』と対になって作成されたものと推定される。この絵図も、『御家中屋敷建家図』と同様に、大名家中の武家住宅を管理運営する目的で作成されたものと推定される。記載内容は津軽藩『御家中屋敷建家図』と同様であるが、図の余白に建家坪数の記載は見られない。ただ、史料の何軒かの事例においては、居住者が変更された場合に、付箋で新規の居住者名及びその受取を行った日付が記されている。20軒の武家住宅において、建家坪数では17坪から37坪まで規模の違いが認められるが、全体としてみれば20坪前後の武家住宅が主流を占めているといえる。これらの武家住宅の内で典型的な部屋の構成を見ると、表向きとしては玄関・座敷、内向きとしては居間や茶の間から構成されていることが分かる。

この津軽藩と津山藩では、外様と親藩の違いはあるにしろ、藩の石高はほぼ10万石と等しく、同じような経済的な規模の藩であった。こうした背景からか、地域的に異なるにも関わらず、大名家中の武家住宅の構成には共

通する特徴を見い出せるとも考えられる。

(3) 定法形式

定法形式の史料としては、古河藩『屋敷定法』と備中松山藩『御家中屋敷定法覚帳』がある。

古河藩『屋敷定法』は、宝暦13(1763)年～文化8(1811)年にわたる、大名家中の武家住宅に関する法令をまとめたものであり、具体的な事例を編纂したものであるⁱⁱ²⁹⁾。この事例を総合的に検討することにより、大名家中の武家住宅の構成が細部にわたるまで明らかになる。具体的には、家中の8つの役職ごとに、それぞれの武家住宅の内容について記載している。敷地については一部不明であるが、部屋名、仕様、柱と梁等の構造部材の寸法、軒高・棟高の寸法、及び建築費に見られるように、詳細な武家住宅に関する記述がなされている。

このように、身分制という封建社会にあって、大名家中の武家住宅は、厳格な規制を受ける武家住宅であった。とりわけ、年代が降るに従って、規制がより武家住宅の細部に及んだことが伺える。事実、文化8(1811)年の事例に至っては、付属屋である湯殿と雪隠までも建築費を厳格に規制されていた。こうした武家住宅の建家坪数は、10～35坪の範囲であり、建家坪数に応じて部屋の構成も規制されていた。しかし、こうした建家坪数の異なる武家住宅においても、共通する部屋名が認められる。即ち、表向きとして玄関・座敷、内向きとして茶の間が用意されていた。上述した古河藩『屋敷目録』で取り上げられている実際の大名家中の武家住宅においても、こうした規制は、遵守されていたことが例証される。

備中松山藩『御家中屋敷定法覚帳』は、安政5(1858)年に、それまで実施した藩政改革に伴い、家中の帰農政策に付随した城下の武家住宅を新築する際の規制内容を整備したものであるⁱⁱ³⁰⁾。従って、大名家中の武家住宅としてあるべき構成が表現されていると考えられる。内容としては、5段階に武家住宅を等級化し、それぞれ間取り、部屋名、仕様、建家坪数、畳と筵数、建具数等、及び建築費が記されている。この5段階の武家住宅はそれぞれ、「壺番」から「五番」まで番号が振られ、最大の建家坪数が「壺番」の41.25坪であり、最小が「五番」の23.5坪である。このように、規模においては格差が認められるが、基本となる部屋の構成においては、共通する特徴が認められる。即ち、表向きとしては玄関・座敷があり、内向きとしては居間がある。

古河藩は譜代の10万石、一方、備中松山藩は譜代の5万石と、石高に見る経済的基盤は異なるものの、ともに厳格な規制を大名家中の武家住宅に対して行っていた。また、こうした規制にも関わらず、大名家中の武家住宅として表向きに玄関・座敷を持つ点は、武家住宅の構成における必要不可欠な特徴を示すものと指摘できよう。

以上のように、目録形式、屋敷絵図形式、定法形式と

大名家中の武家住宅に関する史料を検討した結果、検討した史料全体から、大名としての家格、また地域や各藩の経済的基盤の石高の相違にも関わらず、ある種の一定した武家住宅の特徴が明らかになった。即ち、大名家中の武家住宅の標準的規模は、20坪前後の武家住宅である可能性が高く、部屋名には地域的差が認められるものの、必要不可欠な部屋として表向きに玄関と座敷を敷設していなければならなかったといえよう。換言すれば、大名家中の武家住宅という身分における格式を表示する上で、この2つの部屋が必要であったとも考えられる。

3.2 建家坪数と表向き部分の坪数、内向き部分の坪数

前節で検討した史料の中で、定法形式の古河藩『屋敷定法』と備中松山藩『御家中屋敷定法覚帳』は、大名家中の禄高や役職に対応した建家坪数と各部屋の広さが分かる。第2章第1節で述べた法令形式の7つの史料は、一様に家中の禄高や役職ごとの建家坪数を規制しているが、間取りや各部屋の広さまでを規制したものはない。そこで、この2史料を用いて、建家坪数とその住宅における接客の場に当たる表向き部分の坪数、家族生活の場である内向き部分の坪数の関係を検討する。

ここでは、前節で述べた目録形式、屋敷絵図形式の史料についても同様な検討が可能と考えられるが、本研究の次章で扱う明治初期の官舎住宅に関する史料が明治政府の規則に相当するものであるため、ここでは江戸時代の各藩で定められた定法形式の史料に限り検討を行う。住宅における接客の場に当たる表向き部分、家族生活の場である内向き部分の区分は、記録によりその機能を確認することができないため、部屋名、史料における記載順、その部屋の仕様から判断する。既に、現在までの報告の中で、大名家中の武家住宅の間取りについて見ると、大名家中の禄高や役職に基づいた基準となる建家坪数が認められ、玄関・座敷を表向き、居間・茶の間等を内向きとする基本的な構成原理があることを指摘してきた^{注31)}。具体的に2史料を見ると、古河藩『屋敷定法』においては、基本的に表向きは玄関・座敷、内向きは奥の間や茶の間か中の間と、台所を中心に構成されている。備中松山藩『御家中屋敷定法覚帳』においては、基本的に表向きは座敷と、玄関か客対、内向きは居間、物置、広敷、台所を中心に構成されている。この構成原理に沿って表向き部分の坪数と内向き部分の坪数を算出する。

古河藩『屋敷定法』におけるこの部分の記述は、宝暦13(1763)年、安永3(1774)年、天明8(1788)年の事例を文化8(1811)年以後に定法として編纂したものである。一方、備中松山藩『御家中屋敷定法覚帳』は、安政5(1858)年以前に藩政改革の事例を定法として整備したものである。古河藩は譜代の土井家8万石と、一方、備中松山藩は譜代の板倉家5万石と、石高に見る経済的

基盤の違いや地域差は見られるものの、ともに譜代の大名として厳格な規制を大名家中の武家住宅に対して行い、江戸幕府の意向も十分反映した定法の策定を行っていた。

古河藩『屋敷定法』

御用人以上	建家坪数	42.25坪	
	表向き坪数	18.50坪	(44%)
	内向き坪数	23.75坪	(56%)
諸士	建家坪数	17.75坪	
	表向き坪数	6.00坪	(34%)
	内向き坪数	11.75坪	(66%)
御供小姓格	建家坪数	15.00坪	
御目見格	表向き坪数	4.00坪	(27%)
	内向き坪数	11.00坪	(73%)
御徒格	建家坪数	10.00坪	
無格小役	表向き坪数	3.00坪	(30%)
	内向き坪数	7.00坪	(70%)

備中松山藩『御家中屋敷定法覚帳』

壱番屋敷	建家坪数	41.25坪	
	表向き坪数	12.00坪	(29%)
	内向き坪数	29.25坪	(71%)
弐番屋敷	建家坪数	37.75坪	
	表向き坪数	11.00坪	(29%)
	内向き坪数	26.75坪	(71%)
三番屋敷	建家坪数	34.75坪	
	表向き坪数	10.00坪	(29%)
	内向き坪数	24.75坪	(71%)
四番屋敷	建家坪数	33.50坪	
	表向き坪数	10.00坪	(30%)
	内向き坪数	23.50坪	(70%)
五番屋敷	建家坪数	23.50坪	
	表向き坪数	6.25坪	(27%)
	内向き坪数	17.25坪	(73%)

(1) 建家坪数

古河藩『屋敷定法』においては、御用人以上の42.25坪が最大で、役職に応じて、17.75坪、15坪、10坪の4段階で定められている。備中松山藩『御家中屋敷定法覚帳』においては壱番屋敷の41.25坪が最大で、番数ごとに、37.75坪、34.75坪、33.5坪、23.5坪の5段階で定められている。両方とも順に小さくなっている点から、備中松山藩『御家中屋敷定法覚帳』も役職に応じて建家坪数を規制していたと見てよからう。建家坪数の最大は、古河藩が1坪大きいだけだが、最小を見ると古河藩が13.5坪も小さくなっている。これは、譜代の両藩が上限の規制を念頭に坪数を厳しくしているが、下限の規制を自由に行っていたことが分かる。また、備中松山藩『御家中屋

敷定法覚帳』の成立が約50年新しいことから、備中松山藩はその間に上限の規制を変えなかったが、建家坪数の拡充を計っていたとも考えられる。

(2) 表向き部分の坪数と内向き部分の坪数

古河藩『屋敷定法』において表向き部分の坪数を見ると、御用人以下の18.5坪が最大で、6坪、4坪、3坪となり、内向き部分の坪数を見ると、御用人以下の23.75坪が最大で、11.75坪、11坪、7坪となる。役職順に表向き部分の坪数、内向き部分の坪数とも小さくなっている。

備中松山藩『御家中屋敷定法覚帳』において表向き部分の坪数を見ると、壱番屋敷の12坪が最大で、11坪、10坪、10坪、6.25坪となり、内向き部分の坪数を見ると、壱番屋敷の29.25坪が最小で、26.75坪、24.75坪、23.5坪、17.25坪となる。古河藩の傾向と同様に役職順に表向き部分の坪数、内向き部分の坪数とも小さくなっている。

(3) 建家坪数に対する表向き部分の坪数と内向き部分の坪数の百分率

古河藩『屋敷定法』において建家坪数に対する表向き部分の坪数と内向き部分の坪数の百分率を見ると、表向き部分の割合は44%から27%まで小さくなる傾向、内向き部分の割合は56%から73%まで大きくなる傾向にある。ここで、表向き部分の割合においては、御供小姓格と御目見格の方が27%と御徒格と無格小役の30%より小さくなり、内向き部分の割合においては、御供小姓格と御目見格の方が73%と御徒格と無格小役の70%より大きくなる逆転現象が見られる。しかし、役職が高くなれば表向き部分が拡充されるため表向き部分の割合が高くなると思われるが、建家坪数が小さくなるにつれて、表向き部分の割合は30%、内向き部分の割合は70%に収束していく傾向が読み取れる。

備中松山藩『御家中屋敷定法覚帳』において建家坪数に対する表向き部分の坪数と内向き部分の坪数の百分率を見ると、壱番屋敷と弐番屋敷と三番屋敷の表向き部分の割合は29%、内向き部分の割合は71%と一定である。四番屋敷の表向き部分の割合は30%、内向き部分の割合は70%、五番屋敷では表向き部分の割合は27%、内向き部分の割合は73%と、建家坪数が小さくなるにつれて表向き部分の割合が小さくなり、内向き部分の割合が大きくなる傾向が役職の最下位とその次で古河藩と同様に逆転している。しかし、備中松山藩は古河藩とは異なり、建家坪数に関わらず、表向き部分の割合は29%、内向き部分の割合は71%に定められていたと考えられる。

以上から、定法形式の史料においては、大名家中の武家住宅は、建家坪数は約40坪強に上限が規制されており、その建家坪数における表向き部分が占める割合は約3割、内向き部分が占める割合は約7割にほぼ規制されていたと考えられる。

4. 明治初期の官舎住宅に関する史料と史料に見られる官舎住宅の実態

4.1 史料の概要

明治以後の近代住宅については、近代都市独立住宅、中流住宅、北海道における洋風住宅や開拓使官舎等々さまざまな視点からの研究や報告が行われており、具体的な史料も紹介されている^{注32)}。

明治維新後、大名家中が明治政府や藩・県の職員として登用されていく過程で、明治政府や藩・県は、江戸時代の各藩が定法により家中の武家住宅を管理運用したように、その職員の住宅、即ち官舎住宅を管理運用するために新しい法令や規則の整備を進めた。明治政府や藩・県は官舎住宅に関する新たな法令や規則を制定するに当たり、明治政府の政治基盤が築かれるおよそ明治10年頃までの間は、江戸時代の大名家中の武家住宅の定法に基づいて規制したのではないかと考えられる。そして、これらの法令や規則はその後の国家公務員や地方公務員の官舎住宅の規制に受け継がれたのではないかと思われる。

このため、江戸時代における大名家中の武家住宅の歴史的展開過程を検討するために、前章で対象とした定法形式の史料と比較できる、明治期の史料として、明治10年頃までの明治初期における明治政府や藩・県の官舎住宅の独立住宅の規則に限定した。

本章では明治初期の明治政府や藩・県の官舎住宅の規則の史料の記載内容を検討して、特に建家坪数や表向き部分の坪数と内向き部分の坪数が分かる史料から、建家坪数における表向き部分の割合と内向き部分の割合を算出していく。これにより、定法形式の史料における江戸時代の大名家中の武家住宅と規則における明治初期の官舎住宅の関連性を、建家坪数と建家坪数における表向き部分の割合と内向き部分の割合の比較から明らかにする。

明治初期の明治政府の規則としては、以下の3史料が紹介されている。

(1) 開拓使本府『官舎建築規格』 明治2 (1869) 年

島判官が開拓使札幌本府建設のため札幌に携行した開拓使本府の官舎住宅の建家坪数とその住宅の部屋名と大きさを規制したものである^{注33)}。

次官役邸

46坪	玄関 8 畳	御用談の間 20 畳	居間 10 畳
	寢所 10 畳	女中部屋 10 畳	次の間 8 畳
	侍部屋 16 畳	中間部屋 10 畳	厩 1 ヶ所

判官・権判官役邸

32坪	玄関 4 畳	御用談の間 12 畳	居間 8 畳
	寢所 8 畳	女中部屋 8 畳	台所 8 畳
	侍部屋 8 畳	中間部屋 8 畳	厩 1 ヶ所
			2 軒

大主典役邸
 26坪 玄関4畳 御用談の間8畳 居間8畳
 寢所6畳 女中部屋6畳 台所8畳
 侍部屋6畳 中間部屋6畳 厩1ヶ所
 6軒

小主典役邸
 18坪 玄関2畳 御用談の間8畳 居間8畳
 寢所6畳 台所8畳 家来部屋4畳
 6軒

(2) 大蔵省土木営繕課『県庁建物規則原案, 官舎居宅』
 明治4 (1871) 年

10万石以上の新置県を対象に、官舎住宅を支給する際に作成されたもので、建家坪数と畳数を規制したものである^{注34)}。

知事 建築 80坪 畳数 80畳より100畳迄
 長屋 3軒 住居分 10坪
 (中略)

大属 建築 25坪 畳数 25畳より30畳迄
 (中略)

但し少参事以下長屋建之事

(3) 太政官『第舍貸渡規則』 明治5 (1872) 年

新置県で官舎住宅を新築する場合の役職や等級に応じた建家坪数を規制したものである^{注35)}。

令権令	建坪	36坪
参事権参事	同	同前
判任(自典事至権少属)	同	25坪
史生及県掌	同	21坪
等外	同	18坪

4.2 建家坪数と表向き部分の坪数, 内向き部分の坪数

前節で述べた史料の内、開拓使本府『官舎建築規格』に記された部屋名から、玄関と御用談の間を表向き部分、居間以下の部屋を内向き部分と考えて、表向き部分の坪数、内向き部分の坪数、建家坪数における表向き部分の割合、内向き部分の割合を算出する。

開拓使本府『官舎建築規格』

次官役邸	建家坪数	46坪
	表向き坪数	14坪 (30%)
	内向き坪数	32坪 (70%)
判官・権判官役邸	建家坪数	32坪
	表向き坪数	8坪 (25%)
	内向き坪数	24坪 (75%)
大主典役邸	建家坪数	26坪
	表向き坪数	6坪 (23%)
	内向き坪数	20坪 (77%)

小主典役邸	建家坪数	18坪
	表向き坪数	5坪 (28%)
	内向き坪数	13坪 (72%)

建家坪数は次官の46坪を最大に、役職に応じて32坪、26坪、18坪の4段階で定められている。表向き部分の坪数は次官の14坪が最大で、順に8坪、6坪、5坪と役職に応じて小さくなっている。内向き部分の坪数も同様に次官の32坪が最大で、順に24坪、20坪、13坪と役職に応じて小さくなっている。建家坪数、表向き部分の坪数と内向き部分の坪数ともに、役職順に小さくなっている。

建家坪数に対する表向き部分の坪数と内向き部分の坪数の百分率を見ると、次官以下表向き部分の割合は30%から23%まで小さくなる傾向、内向き部分の割合は逆に70%から77%まで大きくなる傾向にある。ここで、表向き部分の割合においては、判官権判官(25%)と大主典(23%)の方が小主典(28%)より小さく、内向き部分の割合においては、判官権判官(75%)と大主典(77%)の方が小主典(72%)より大きくなる逆傾向が見られる。

開拓使本府『官舎建築規格』においては、建家坪数に関わらず、表向き部分の割合は30%以下、内向き部分の割合は70%以上を目標として規制されていたと考えられる。即ち、明治初期の官舎住宅は建家坪数の上限を46坪に、建家坪数に対する表向き部分の割合を約3割に、内向き部分の割合を約7割に規制されていたと考えられる。

5. 大名家中の武家住宅と明治初期の官舎住宅の規模に関する関連性

江戸時代における大名家中の武家住宅の定法と、明治初期の官舎住宅の規則における建家坪数、表向き部分の坪数、内向き部分の坪数、建家坪数における表向き部分と内向き部分の割合の特徴を比較し、大名家中の武家住宅と官舎住宅に関する規制の共通点を述べる。

①役職に対応した建家坪数の規制があり、上限は50坪を超えることはなく役職が下位になるに従い建家坪数、表向き部分の坪数、内向き部分の坪数ともに小さくなる。

②表向き部分を見ると、江戸時代においては玄関・座敷があり、明治初期には玄関と、接客用の部屋で座敷と同様な御用談の間があることから、同様な部屋の構成になっている。

③内向き部分を見ると、江戸時代においては居間や居間に相当する部屋を中心に台所、使用人部屋等があり、明治初期には居間を中心に同様な部屋の構成となっている。

④建家坪数における表向き部分の割合と内向き部分の割合を見ると、表向き部分の割合は約3割、内向き部分の割合は約7割に規制されていた。

ここで、建家坪数の上限が江戸時代の42.25坪から明治初期には46坪と僅かではあるが大きくなっていることと、建家坪数における表向き部分の割合と内向き部分の割合を見ると、江戸時代は表向き部分の割合を約3割、内向き部分の割合を約7割に規制しようとしていたが、明治初期になると表向き部分の割合が3割未満、内向き部分の割合が7割を超える規制があることは、江戸時代には接客のために表向き部分の格式の維持に規制が働いたのに対して、明治初期には接客部分としての表向きは残しながら、家族生活の場である内向き部分の拡大が進み、それが僅かながらの建家坪数の増加に影響した過程を示すものと考えられる。

6. 結語

本研究では、近世から近代への独立住宅の歴史的展開過程を研究する一環として、近代都市独立住宅の祖型として指摘されている、江戸時代の大名家中の武家住宅に関して国許の独立住宅に限定して全国的な史料調査を行い、その記載内容に検討を加えた。その結果を以下にまとめる。

- ①史料には7つの形式があり、その成立は法制化されていく過程に対応している。
 - ②7形式の史料の内、目録形式、屋敷絵図形式、定法形式の3形式の史料は、実際の管理運用と規制に用いられ、具体的に規模、間取り、細部の仕様の詳細が記載された史料であり、大名家中の武家住宅の実態を把握するためには不可欠な史料である。
 - ③目録形式、屋敷絵図形式、定法形式の史料から、大名の家格や石高、藩の地域に関わらず、標準的な建家坪数、間取りにおいては玄関・座敷を基本とする表向きと居間・茶の間等を基本とする内向きの部屋の構成原理、各部屋ごとの共通した仕様、が認められた。
 - ④定法形式の史料から、建家坪数は家中の禄高や役職に応じて上限を規制されていたこと、建家坪数における表向き部分の割合は約3割、内向き部分の割合は約7割に規制されていた。
- 更に、大名家中の武家住宅に関する定法と同様に実際の規制を記した明治初期の官舎住宅の規則を比較すると以下の共通性が認められた。
- ⑤玄関と御用談の間を基本とする接客のための表向きと居間、台所、使用人部屋等を基本とする内向きの部屋の構成原理がある。
 - ⑥建家坪数は役職に応じて規制され、上限は50坪を超えることはない。
 - ⑦建家坪数における表向き部分の割合は約3割、内向き部分の割合は約7割に規制されていた。

以上から、江戸時代の大名家中の武家住宅と明治初期の官舎住宅は、表向きと内向きの部屋の構成原理、建家

坪数、建家坪数における表向き部分の割合と内向き部分の割合において共通性が認められ、明治初期の官舎住宅は、江戸時代の大名家中の武家住宅を祖型にしたものと考えられる。

今後は、目録形式や屋敷絵図形式を含めた史料について、建家坪数に関するだけでなく、間取り、細部の仕様から実態を明らかにし、明治初期の官舎住宅に関しての史料形式の分類とあわせて、更に両者の共通性を検討していく。

史料の記載内容の説明においては、名称は記載通りとし、煩雑さを避けるため「」を省略した。

<注>

- 1) 太田博太郎：書院造，東京大学出版会，1966.10
平井 聖：日本近世住宅の殿舎平面と配置に関する研究，私家本，1961.9
佐藤 巧：近世武士住宅の形式に関する研究，私家本，1961.9
鈴木賢次：旗本住居に関する研究，私家本，1987.3
立和名浩之，波多野 純：旗本屋敷における主屋の平面構成について，1990年度日本建築学会関東支部研究発表会梗概集，pp.341～344，日本建築学会，1991.1
- 2) 従来の個別的な史料の報告や論考は以下にまとめてある。
羽深久夫：大名家中の武家住宅に関する史料について，日女道かがみ（昭和の大修理30周年記念誌），pp.87～106，姫路市立城郭研究室，1994.3
- 3) 注1）参照
- 4) 佐藤 巧：近世武士住宅，叢文社，1979.10
大岡敏昭，青木正夫：武士の居住地分類（藩）別にみた農家住宅と武士住宅の関連性，日本建築学会計画系論文報告集，No.379，pp.74～89，日本建築学会，1987.9
大岡敏昭：旧藩領域からみた農家住宅の地域的相違と歴史的發展過程に関する実証的研究，財団法人住宅総合研究財団，1988.12
- 5) 木村徳国：日本近代都市独立住宅様式の成立と展開に関する史的研究，私家本，1959.2
平井 聖：日本住宅の歴史，日本放送出版協会，1974.7
大河直躬：江戸時代の中・下級武士住居と近代都市住居，日本建築の特質—太田博太郎博士還暦記念論文集，pp.417～456，中央公論美術出版社，1976.10
青木正夫：中流住宅の平面構成に関する研究，住宅建築研究所報，pp.85～95，財団法人新住宅普及会，1983.3
- 6) 平井 聖：中井家文書の研究—九 内匠寮本図面篇—九，中央公論美術出版，1976～1985
後藤九太郎：近世指図の作図技法と図面表現（諸藩江戸藩邸指図を中心に），生活科学研究所研究報告，No.23，pp.50～69，宮城学院女子大学生活科学研究科，1991.3
- 7) 羽深久夫，阿部 聡：古河藩『屋敷目録』について，昭和61年度日本建築学会大会学術講演梗概集，pp.665～666，日本建築学会，1986.8
羽深久夫：津山藩『拝領屋敷引渡帳』について，昭和62年度日本建築学会大会学術講演梗概集，pp.841～842，日本建築学会，1987.10
羽深久夫：古河藩『屋敷仮目録』と『屋敷仮目録控』の記載内容について，1993年度日本建築学会大会学術講演梗概集，pp.1261～1262，日本建築学会，1993.9
- 8) 羽深久夫：宝暦期における津軽藩弘前城下の武家住宅の表向きについて，生活文化史，No.12，pp.60～73，日本生活文化史学会，1987.9
羽深久夫：津山藩『屋敷請取渡絵図』について，昭和63年度日本建築学会大会学術講演梗概集，pp.699～700，日本建築学会，1988.10

- 9) 羽深久夫：古河藩『屋敷定法』における大名家中の武家住宅の仕様と屋敷替の手續きについて，昭和62年度日本生活文化史学会大会発表梗概集，p.2，日本生活文化史学会，1987.9
羽深久夫，平井 聖：幕末の備中松山藩における御家中屋敷定法，日本建築学会計画系論文報告集，No.415，pp.121～128，日本建築学会，1990.9
- 10) 羽深久夫：大名家中の武家住宅に関する史料について，日女道かがみ（昭和の大修理30周年記念誌），pp.87～106，姫路市立城郭研究室，1994.3
- 11) 大名家中は江戸藩邸か国許の城内の役所に勤務していたが，その人口は国許の城下町で居住する者が多いと推定され，その軒数も多数を占めていたため。
- 12) 詳細な説明は注2）参照
- 13) 高遠町郷土館蔵
大河直躬，丸山 純：鳥居氏時代高遠城の検討（その1～2），昭和60年度日本建築学会大会学術講演梗概集，pp.693～696，日本建築学会，1985.10
古河市教育委員会蔵
羽深久夫，阿部 聡：古河藩『屋敷目録』について，昭和61年度日本建築学会大会学術講演梗概集，pp.665～666，日本建築学会，1986.8
- 14) 赤穂市立歴史博物館蔵
赤穂市立歴史博物館：博物館資料集No.1，赤穂浪人明屋敷改帳，1993.3
寛政2年の史料は渡辺家蔵，文政6年・天保13年は河口家蔵
小沢文子：武家屋敷資料，古河市史研究六，pp.74～87，古河市史編纂委員会，1983.3
- 15) 弘前市立弘前図書館蔵
津山市立津山郷土館蔵『津山松平藩文書』
盛岡市中央公民館蔵
原 政子蔵
大河直躬，丸山 純：高遠藩『御家中屋敷建家図』の検討（その1～4），昭和58・59年度日本建築学会大会学術講演梗概集，pp.2515～2518・pp.2507～2510，日本建築学会，1983.9・1983.10
大岡敏昭・青木正夫：武士住宅の配置・平面原理（都市独立住宅の配置・平面原理に関する計画史的研究（その1）），日本建築学会計画系論文報告集，No.459，pp.37～46，日本建築学会，1994.5
- 16) 古河市郷土資料館蔵『潮田家文書』
小沢文子：武家屋敷資料，古河市史研究六，pp.74～87，古河市史編纂委員会，1983.3
徳川林政史研究所蔵『鈴木家文書』
新見吉治：士分の屋敷拝領，家作新築移転，屋敷内不用土の譲渡の手續，尾張家臣団の研究，pp.335～342，1975.6
岡山県高梁市図書館蔵
- 17) 盛岡市中央公民館蔵『御家被仰出』安永7年4月
弘前市立弘前図書館蔵『御用格 寛政本 卷拾八』
佐藤 巧：近世武士住宅の形式に関する研究，私家本，1961.9
名古屋市舞鶴図書館蔵『首藤氏覚書』
水野耕嗣：名古屋城下町 武家地とその建築，日本名城集成名古屋城，pp.167～170，小学館，1985.10
『天保二年卯二月 御家中末々江被仰渡候度書』
小西龍三郎・高松由子：九州の離島民家・五島列島の下級武士住宅について，昭和62年度日本建築学会大会学術講演梗概集，pp.843～844，1987.10
佐倉市教育委員会蔵『天保御制』
佐倉市史編纂委員会：佐倉市史巻1，p.602，佐倉市，1971.3
福島県史編纂委員会：福島県史，Vol.9（史料編4 近世資料2），p.66，福島県，1965.12
原 淳造蔵『嘉永五年 松代藩儀約令』
長野県教育委員会：松代町の民家，長野県民俗資料調査報告10，pp.59～61，1970.3
- 18) 熊谷家蔵
大河直躬：江戸時代の中・下級武士住居と近代都市住居，日本建築の特質—太田博太郎博士還暦記念論文集，pp.417～456，中央公論美術出版社，1976.10
- 19) 福島家蔵
大河直躬：江戸時代の中・下級武士住居と近代都市住居，日本建築の特質—太田博太郎博士還暦記念論文集，pp.417～456，中央公論美術出版社，1976.10
佐藤 敦：近世武家住宅の建築規制に関する研究（飯田藩城下の普請状況にみる規制の実態），平成元年度東京工業大学大学院理工学研究科建築学専攻修士論文，1990.3
- 20) 日記形式の飯田藩『家の記』は私事の記載であり，台帳形式の飯田藩『福島家記録』は写したものと推定されているので，公文書で法制化の過程を指摘したいために除いた。
- 21) 新見吉治：士分の屋敷拝領，家作新築移転，屋敷内不用土の譲渡の手續，尾張家臣団の研究，pp.335～342，1975.6
大河直躬：江戸時代の中・下級武士住居と近代都市住居，日本建築の特質—太田博太郎博士還暦記念論文集，pp.417～456，中央公論美術出版社，1976.10
後藤九太郎・蒔苗貴嗣：藩政時代文書抜粋，弘前市仲町の町並（弘前市仲町伝統的建造物群保存地区見直し調査報告），p.200，弘前市・弘前市教育委員会，1985.3
公有部分と私有部分を厳しく管理していたと指摘されている。
- 22) 赤穂市立歴史博物館蔵
赤穂市立歴史博物館：博物館資料集No.1，赤穂浪人明屋敷改帳，1993.3
注10）参照
- 23) 羽深久夫，阿部 聡：古河藩『屋敷目録』について，昭和61年度日本建築学会大会学術講演梗概集，pp.665～666，日本建築学会，1986.8
- 24) 羽深久夫：古河藩『屋敷目録』と『屋敷目録控』の記載内容について，1993年度日本建築学会大会学術講演梗概集，pp.1261～1262，日本建築学会，1993.9
- 25) 羽深久夫：津山藩『拝領屋敷引渡帳』について，昭和62年度日本建築学会大会学術講演梗概集，pp.841～842，日本建築学会，1987.10
- 26) 羽深久夫：津山藩『屋敷請取渡絵図』について，昭和63年度日本建築学会大会学術講演梗概集，pp.699～700，日本建築学会，1988.10
- 27) 羽深久夫：宝暦期における津軽藩弘前城下の武家住宅の表向きについて，生活文化史，No.12，pp.60～73，日本生活文化史学会，1987.9
- 28) 羽深久夫：津山藩『屋敷請取渡絵図』について，昭和63年度日本建築学会大会学術講演梗概集，pp.699～700，日本建築学会，1988.10
- 29) 羽深久夫：古河藩『屋敷定法』における大名家中の武家住宅の仕様と屋敷替の手續きについて，昭和62年度日本生活文化史学会大会発表梗概集，p.2，日本生活文化史学会，1987.9
- 30) 羽深久夫，平井 聖：幕末の備中松山藩における御家中屋敷定法，日本建築学会計画系論文報告集，No.415，pp.121～128，1990.9
- 31) 注10）参照
- 32) 木村徳国：日本近代都市独立住宅様式の成立と展開に関する史的研究，私家本，1959.2
青木正夫：中流住宅の平面構成に関する研究，住宅建築研究所報，pp.85～95，財団法人新住宅普及会，1983.3
遠藤明久：北海道住宅史話（上），住まいの図書館出版会，1994.6
越野 武：北海道における初期洋風建築の研究，北海道大学図書刊行会，1993.2
- 33) 遠藤明久：北海道住宅史話（上），p.49，住まいの図書館出版会，1994.6
- 34) 木村徳国：日本近代都市独立住宅様式の成立と展開に関する史的研究，p.98，私家本，1959.2
- 35) 注34）参照

<研究組織>

主査 羽深 久夫 札幌市立高等専門学校講師
委員 内田 青蔵 文化女子大学家政学部助教授